定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月一日

東京都千代田区外神田六丁目一〇番五号

東京歯科産業株式会社

代表取締役　佐野　稔

合併につき株券等提出公告

当社は、平成二十九年十月十一日開催の臨時株主総会において、宇部商事株式会社と合併して解散することを決議しました。つきましては、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までに当社にご提出ください。

平成二十九年十一月一日

東京都千代田区神田錦町三丁目五番地一

株式会社東商セントラル

代表取締役　小沼　隆夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西野目淳史が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド

日本における代表者　西野目淳史

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十二月七日までに当社にご提出下さい。

また、当社は平成二十九年十二月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月一日

神奈川県横須賀市長瀬一丁目二番一―三〇一号

株式会社花亭

代表取締役　山田　東洋

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年十二月二日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年十一月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

アール・アイ・シー・マネジメント株式会社

代表取締役　片地　格人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百六十三万二千七百七十五円減少し、金五十三億七千三百七十七万九千九百六十八円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年九月二十六日付官報の号外第二〇八号八十四頁に掲載されているとおりです。

平成二十九年十一月一日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ＡＰ　ＪＮＷＴ特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

訂正公告

平成二十九年十月二十六日（号外第二三四号）掲載の株式会社ティムスに係る資本金及び準備金の額の減少公告（枠組）中、貸借対照表の要旨の表中、「その他利益剰余金　△586,860」とあるは「その他利益剰余金　△586,080」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年十一月一日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
四九六	上	四～五	第三号中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、	第三号中「有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。」を「有効期限までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項及び第二項において同じ。」に、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「前日までの期間を」を「前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。」に、
〃	〃	一〇	第三号中「計算	第三号中「有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。」を「有効期限までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第五項において同じ。」に、「計算
四九七	〃	終りから一七	同法	中小企業信用保険法
〃	下	一五	からの贈与	からの贈与（災害等が発生した日前の贈与に限る。）

（原稿誤り）

平成二十九年三月三十一日（号外特第七号）公布経済産業省令第三十八号（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

四九九ページ下段一一行目から一六行目の「（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあっては同号ロに規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあっては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあっては同号ロに規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあっては同号ロに規定する割合。以下この号において同じ。）」を削り、下段一六行目から一九行目の「（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。）」を削る。

五〇〇	上	八	「又は臨時贈与	「又は当該臨時贈与
〃	〃	一二	「における」と、	「における」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、

五〇一ページ下段一行目は次のとおりの誤り。

前条第一項第二号	
被災事業所の常時使用する従業員の数	被災事業所の当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数
当該事業所の常時使用する	株式交換完全子会社等（第十一条第一項の

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月三十一日付特第二六号
付政府調達第二〇七号八八

二ページ●十一月一日付第二三八号六四ページ●同日

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）